

別表1（第5条第1項関係）

区分	支援の内容
家事支援・助言※ ₁	ア 食事の準備・後かたづけ イ 衣類の洗濯・補修 ウ 居室等の掃除・整理整頓 エ 生活必需品の買物 オ その他必要な家事支援
育児支援・助言※ ₁	ア 授乳・食事介助 イ おむつ・衣類交換 ウ 沐浴・入浴介助 エ 児童の兄弟（児童）の世話（保育園等への送迎※ ₂ を含む） オ その他必要な育児支援

※1 助言は、育児支援ヘルパー、第三子ヘルパー及び多胎児ヘルパーのみ対象

※2 育児支援ヘルパーの保育園等への送迎は、養育者が同行する場合のみ対象

別表2（第17条第1項関係）

1 育児支援ヘルパー、第三子ヘルパー及び多胎児ヘルパー

区分		利用料
生活保護世帯等※又は市民税非課税世帯		0円/回
市民税課税世帯	利用時間30分以内	400円/回
	利用時間30分超1時間以内	800円/回
	利用時間1時間超1時間30分以内	1,200円/回
	利用時間1時間30分超2時間以内	1,600円/回

※ 生活保護世帯等には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯を含む（以下「2 養育支援ヘルパー」についても同じ）。

2 養育支援ヘルパー

区分		利用料※
生活保護世帯等、市民税非課税世帯、市民税所得割額非課税世帯		0円/回
市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	利用時間30分以内	75円/回
	利用時間30分超1時間以内	150円/回
	利用時間1時間超1時間30分以内	225円/回
	利用時間1時間30分超2時間以内	300円/回
その他の世帯	利用時間30分以内	150円/回
	利用時間30分超1時間以内	300円/回
	利用時間1時間超1時間30分以内	450円/回
	利用時間1時間30分超2時間以内	600円/回

※ 本表の規定に関わらず、各年度60時間までの利用分に対する利用料は0円/回とする。

別表3（第20条関係）

項目		委託料※
ヘルパー派遣に係る事前調整料		3,300円/1家庭
初回訪問加算		2,000円/1家庭
ヘルパー派遣	利用時間30分以内	1,650円/回
	利用時間30分超1時間以内	3,300円/回
	利用時間1時間超1時間30分以内	4,950円/回
	利用時間1時間30分超2時間以内	6,600円/回
キャンセル料 (利用予定日の前日午後5時までに連絡がない場合に限る。)		1,000円/回
早朝・夜間加算 (午前7時30分から午前8時まで及び午後6時から午後7時まで)		800円/回

※ 第三子ヘルパー及び多胎児ヘルパーについては、消費税及び地方消費税相当額を含む。